

SNS エンジン・ライセンス契約書

京都創楽株式会社（以下、「ライセンサー」という。）及び（以下、「ライセンシー」という。）は、ライセンサーが開発し保有する SNS エンジン「Do - 楽」の使用許諾に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で本契約を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「本件 SNS」とは、ライセンサーが開発し権利を保有する SNS エンジン「Do - 楽」をいい、アプリケーションその他のコンピューター・ソフトウェア及びその記録媒体、並びにこれに付随するマニュアルその他の資料、また、これらに含まれる画像、ロゴマーク、商標、各コンテンツの仕組み、システム、デザイン、その他の構成要素を包含するものであって、ライセンシーまたはサブライセンシーからの要請により改修を加えられた改修版も含むものとする。

（2）「サブライセンシー」とは、ライセンシーが本件 SNS に関し本契約に基づきライセンサーより許諾された権利の全部又は一部を再許諾したあらゆる第三者を意味する。

（3）「専用サーバー」とは、ライセンシーに寄り所有及び管理され、本件 SNS のサブライセンシーへの提供に用いるサーバーを意味する。なお、専用サーバーの運営により蓄積及び集積されるサブライセンシー固有の情報は当該各サブライセンシーに帰属する。

（4）「利用者」とは、ライセンシー又はサブライセンシーが提供する本件 SNS によるサービスを利用する不特定多数の第三者をいう。

（5）「仕様書」とは、本件 SNS の機能性を定義し、ライセンシー又はサブライセンシーからの要望を定めた書面を意味する。

（6）「改修」とは、ライセンシー又はサブライセンシーからの要請を受けて、ライセンサーが本件 SNS の仕様及び機能等並びにデザイン等を仕様書に基づいて変更又は修正することをいう。

（7）「提供資料」とは、文書、図面、映像、画像、磁氣的若しくは光学的媒体に記録されたデータ等その他形式を問わず、必要に応じてライセンサーからライセンシーに提供又は貸与される資料をいう。

（8）「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利も含む。）特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいう。

（目的）

第2条 本契約は、ライセンサーが本件 SNS に係る事業の拡大及び発展を図るため、ライ

センサーが保有する本件 SNS の使用をライセンサーに対して許諾するに際し、当事者間の基本的な権利義務関係を定めることを目的とする。

(個別契約への適用)

第 3 条 本契約の規定は、別途特約のない限り、本件 SNS の使用等に関して当事者間で締結される個別契約にも適用されるものとする。

(使用許諾)

第 4 条 ライセンサーは、本契約に定めるところに従い、ライセンサーに対し、ライセンサーが日本国内において、本件 SNS の販売、製品計画、販売促進、広告宣伝、市場調査、物的流通、サブライセンス等を行う目的に使用するための譲渡不能非独占的使用権(以下、「本件使用権」という。)を許諾する。

(再許諾)

第 5 条 ライセンサーは、ライセンサーの事前の書面による承諾を得て、第三者(サブライセンサー)に対し、本件 SNS の使用を再許諾することができる。ただし、かかる再許諾に基づくサブライセンサーの使用権(以下、「再使用権」という。)は本件使用権の範囲にとどまるものとし、本件使用権の変更、消滅等があれば、再使用権も変更、消滅等するものとする。

(権利関係)

第 6 条 ライセンサー及びサブライセンサーは、本件使用権又は再使用権のみを取得するものであり、本件 SNS の知的財産権、所有権その他のいかなる権利も取得しない。

(納入)

第 7 条 ライセンサーは、ライセンサーからの本件 SNS の発注書受領後、その都度ライセンサー及びライセンサーが合意に基づき決定した期日(以下、「納入指定期日」という。)までに、本件 SNS を専用サーバーに設置するものとする。なお、ライセンサーは当該発注書によって数量、納入場所、納期を指示するものとする。

2. ライセンサーは、前項に定めるライセンサーによる本件 SNS の設置後、10 営業日以内(以下、「検査期間」という。)に、本件 SNS が仕様書どおりに稼動するか否かを検査した上、当該検査結果をライセンサーに書面により通知するものとする。なお、当該ライセンサーによる上記検査の合格をもって納入の完了とし、検査期間内に何らの通知もなされなかった場合は検査に合格したものとみなす。

3. 前項に定める検査期間内に、本件 SNS に瑕疵が発見され、又は本件 SNS が所定の仕様書どおりでないことが判明した場合、ライセンサーはライセンサーに対し直ちに本件

SNS の修補、取り替え又は訂正（以下「修補等」という。）を要求し、ライセンサーはライセンシーの要求どおりに修補等を直ちに遂行しなければならない。

4．ライセンサーが、本条第1項に定める納入指定期日までに本件 SNS が納入完了できない場合、直ちにライセンシーに対しその詳細を書面にて報告し、ライセンシーの指示に従い対応を遂行ものとする。

（第三者の権利侵害）

第8条 ライセンシーが、第三者による本件 SNS の知的財産権侵害もしくは侵害の恐れがある事実を発見した場合、ただちにライセンサーに対して通知するものとし、この場合、双方協力して対応に当たるものとする。

（対価等）

第9条 ライセンシーは、本件使用権の許諾にかかる対価として、ライセンサーに対し、以下に定める対価（ロイヤルティー）を支払うものとする。

1) 利用会員数 1,000 名以下

 イニシャルフィー ¥ 31,500/サーバー

 ランニングフィー（月額） ¥ 10,500/サーバー

2) 利用会員数 3,000 名以下

 イニシャルフィー ¥ 52,500/サーバー

 ランニングフィー（月額） ¥ 31,500/サーバー

3) 利用会員数 5,000 名以下

 イニシャルフィー ¥ 105,000/サーバー

 ランニングフィー（月額） ¥ 52,500/サーバー

4) 利用会員数 5,000 名を超える場合は別途ご相談

2．ライセンシーは、ライセンス契約締結日より 10 日以内にイニシャルフィー及び初回ランニングフィーを、ライセンサーが指定する銀行口座へ現金にて振込むものとする。

3．次回以降のランニングフィーは、当月末までにライセンサーが指定する銀行口座へ現金にて振込むものとする。

3．前項の支払に関し発生する消費税その他の公租公課、手数料等はライセンシーの負担とする。

4．本件 SNS の改修に関する費用は、前項のロイヤルティーとは別途に、ライセンサーよりライセンシーに対して見積請求を行う。

（遅延損害金）

第10条 ライセンサーは、ライセンシーが本契約に基づく債務の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日より起算して支払完了の日まで、遅延した金額に対し年 14.5%の割合で計

算した遅延損害金を請求することができる。

(著作権・所有権)

第11条 ライセンサーは本件 SNS が第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証する。

2 本件 SNS にかかる知的財産権、所有権その他一切の権利はライセンサーに帰属するものとする。

3 ライセンシーは、自らまたは第三者を使って、本件 SNS についてその全部または一部を改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳等の行為を行うことは出来ず、ライセンサーの権利を侵害する行為を一切禁止する。

(品質保証)

第12条 ライセンサーは、本件 SNS が仕様書の記載内容と一致する事を保証する。

2 ライセンサーは、本契約において明示的に保証されている場合を除き、商品性、特定の目的に対する適合性等、明示・黙示を問わず、本件 SNS に関わる保証責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 ライセンサーは、本契約の履行に際し、その責に帰すべき事由によりライセンシーに損害を与えた場合は、その直接生じた通常且つ現実の損害に限り賠償する。ただし、ライセンサーが第9条によりライセンシーから受領した対価を限度とする。

2 ライセンサーは、ライセンシーに対し、逸失利益、当事者の予見の有無を問わず、間接損害等の特別の事情により生じた損害、自らの責に帰さない損害、サブライセンシー及び第三者より為された請求に基づく損害については、賠償責任を負わないものとする。

(不可抗力)

第14条 ライセンサーは、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び郵送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれに限定されない)により本契約に定められた義務の履行が遅延、中断又は中止した場合、その状態が継続する期間又は当該事由により中止した結果に対して何らの責任も負わないものとする。

(秘密保持義務)

第15条 ライセンサー及びライセンシーは、本契約の履行、本件 SNS 又は本件使用権の実施等を通じて知り得た相手方の業務上、及び技術上等の一切の関連情報を、本契約の契約期間中であると、契約終了後であるとを問わず、善良な管理者の注意義務を持って厳に秘密として保持及び管理するものとし、予め相手方の書面による同意を得た場合以外は、

如何なる場合にも当該情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとする（かかる義務を以下、「機密保持義務」という。）。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

（１）開示当事者からの開示の時点で既に公知のもの、または受領当事者の責めによらずして公知となったもの

（２）開示当事者が開示を行った時点で保有しているもの

（３）受領当事者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

（４）開示当事者からの開示以降に開発されたもので、開示当事者からの情報によらないもの

（５）法律、規則、政府ないしは裁判所の命令等により開示を義務づけられたもの

２．前項の定めにも拘らず、ライセンサー及びライセンシーは、本契約の履行に関与する自己の従業員、役員又は法令により当然に守秘義務を有する顧問弁護士等（以下、「被開示従業員等」という。）に対し、必要な相手方の関連情報を開示できるものとする。但し、この場合、ライセンサー及びライセンシーは、当該被開示従業員等に対して、前項に定める秘密保持義務と同等の義務を履行させるよう適切な措置を講じるものとする。

３．ライセンサー及びライセンシーは、本条第１項に定める相手方の情報を本契約履行の目的以外には一切使用してはならないものとする。

４．本契約終了後も、本条は３年間有効とする。

（譲渡等の禁止）

第１６条 ライセンサー及びライセンシーは、本契約に基づき発生する権利義務につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者へ譲渡し、貸渡し、承継させ、若しくは担保の目的に供し、または本契約上の義務を第三者に代行させてはならないものとする。

（解除等）

第１７条 ライセンサーは、本契約の有効期間中に自らの都合により本契約を解除する場合には、解除しようとする日の３ヶ月前までに、ライセンシーに対し書面により通知するものとする。

２．ライセンサー及びライセンシーは、相手方が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、１号を除き何らの通知・催告なく、本契約を将来に向かって解除することができる。

（１）本契約の各条項に違反し、相手方が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされないとき。

（２）相手方に対する重大な背信行為があったとき。

（３）支払を停止したとき、または自ら振り出しまたは裏書した手形または小切手が一通でも不渡りとなったとき。

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立、若しくはこれらの為の保全手続の申立を自らなし、または第三者からこれらの申立がなされたとき。

(5) 自らの債務不履行により、第三者から差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき。

(6) 解散(合併による場合を除く。)事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき。

(7) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(8) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき。

(9) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(10) 災害、労働争議、その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難と認められるとき。

3. 前項に基づき本契約の全部または一部が解除された場合において、帰責事由の存する当事者が本契約に基づく相手方に対する債務を有する場合には、当然に期限の利益を失い、相手方に対する一切の債務を直ちに弁済する義務を負うものとする。

(契約期間および終了後の措置)

第18条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までにライセンサー、ライセンシーいずれよりも相手方に対して書面による本契約終了等の別段の意思表示が無い場合には、本契約は期間満了の翌日から更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 有効期間満了、解除、その他の理由により本契約の一部又は全部が終了した場合、ライセンシーはライセンサーの指示に従い、自己の費用で本件 SNS、その他ライセンサーから提供を受けた一切の資料・物品等をライセンサーに返還その他の措置をとるものとする。

(合意管轄)

第19条 ライセンサー及びライセンシーは、本契約に関して、訴訟の提起、調停の申立等の必要が生じた場合の第一審管轄裁判所を京都地方裁判所とすることに合意するものとする。

(分離可能性)

第20条 本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

(誠実協議)

第21条 本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、当事者双方誠意を持って協議し、円満に解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、ライセンサー及びライセンシーの記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

ライセンサー：

ライセンシー：